

## 南房総市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、家庭における地球温暖化対策促進のため、住宅用省エネルギー設備を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するため、南房総市補助金等交付規則（平成18年南房総市規則第45号。以下「規則」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の一戸建ての住宅（店舗及び事務所との併用住宅を含む。ただし、延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る。以下同じ。）に次の各号に掲げる未使用の住宅用省エネルギー設備（別表に掲げる設備の要件を満たすものに限る。以下「補助対象設備」という。）を設置する事業とする。

- (1) 太陽光発電システム
- (2) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (3) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (4) 太陽熱利用システム
- (5) 窓の断熱改修

2 補助対象設備のうち太陽光発電システムを設置する住宅は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 太陽光発電システムの設置工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。
- (2) 第9条に規定する実績報告の日までに次のいずれかの設備が設置されていること。

ア エネルギー管理システム（HEMS）

住宅全体の電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ECHO NET Lite」規格の認証を取得しているものをいう。

イ 定置用リチウムイオン蓄電システム（補助対象設備に限る。）

3 補助対象設備のうち窓の断熱改修をする住宅は、窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していなければならない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

(1) 市内に住所を有する者又は第9条に規定する実績報告書の提出時までに市内に住所を有する者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 自ら居住し、若しくは居住を予定している市内の一戸建ての住宅に補助対象設備を設置しようとする者又は当該住宅に電力を供給する補助対象設備を設置しようとする者

イ 住宅の供給者から補助対象設備があらかじめ設置された市内の一戸建ての住宅を自ら居住するために取得しようとする者

(3) 太陽光発電システムを設置する事業にあつては、第9条に規定する実績報告書提出日までに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づき、電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約を締結する者

(4) 南房総市暴力団排除条例（平成24年南房総市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 補助金の交付を決定した日の属する年度の2月末日（当該日が南房総市の休日に関する条例（平成18年南房総市条例第3号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）である場合には、休日の翌日）までに補助対象事業を完了することができない者

(2) 前項第2号アに該当する者であつて、第6条第2項の規定による補助金の交付の決定の通知を受ける前に、補助対象設備の設置に係る工事に着手するもの

(3) 前項第2号イに該当する者であつて、第6条第2項の規定による補助金の交付の決定の通知を受ける前に、住宅の引渡しを受けたもの

(4) 前項第2号アに規定する一戸建ての住宅及び補助対象設備を設置する場所について、その所有者から同意を受けていない者

(5) 市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、市営住宅使用料、水道料金、し尿収集処理手数料、浄化槽保守点検手数料、浄化槽清掃手数料、保育所保育料、公立保育所保育料、学童保育料、預かり保育料、一時保育料、延長保育料、幼稚園保育

料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、奨学資金、富山国保病院医療費、学校給食費又は子ども園給食費を滞納している者

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（地方税及び地方消費税相当額を除く。以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、別表のとおりとする。

2 補助額は、1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助金の交付は、補助対象設備の種類ごとに一の一戸建ての住宅につき1回（集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあつては一戸に1回）に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添え、当該申請をしようとする日の属する年度の1月15日（当該日が休日である場合には、当該日の翌日）までに市長に提出し、申請しなければならない。

(1) 事業計画書（別記第2号様式）

(2) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書、売買契約書等の写し

(3) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し

(4) 補助対象設備を設置する住宅の案内図及び設置予定図並びに床面積求積図（併用住宅の場合に限る。）並びに平面図及び立面図（窓の断熱改修に限る。）

(5) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真（住宅の全体及び補助対象設備の設置予定箇所のわかるものに限る。）

(6) 補助対象設備を設置する一戸建ての住宅及び補助対象設備を設置する場所の所有者が申請者以外に存在する場合には、所有者全員の同意書（別記第3号様式）

(7) 市外に住所を有する者にあつては、誓約書（別記第4号様式）

(8) 住所の確認及び市税等納付状況調査に関する同意書（別記第5号様式）

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、補助対象設備の設置に係る工事に着手する前（第3条第1項第2号イに該当する者にあつては、住宅の引渡しの前）までに行わなければならない。

3 市長は、補助金の申請の内容に不備があるときは、書面により当該申請をした者に対してその補正を求めるものとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した者に対しては住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付決定通知書（別記第6号様式）により、交付しないと決定した者に対しては住宅用省エネルギー設備設置費補助金不交付決定通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

3 市長は、前条第3項の規定により申請の内容の補正を求めた場合において、その日から2週間経過してもなお補正されないときは、補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けると。

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は当該補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その理由その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けると。

(4) 工事及び施工に当たっては、建築物、電気設備、ガス設備及び水道設備に関する関係法令を遵守すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件

(変更等の申請)

第8条 第6条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、同条第2項の規定による通知を受けた後、申請の内容を変更するとき、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに住宅用省エネルギー設備設置費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第8号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、住宅用省エネルギー設備設置費補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（別記第9号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助対象事業を完了した日（第3条第1項第2号イに該当する者にあつては、住宅の引渡しの日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を決定した日の属する年度の2月末日（当該日が休日である場合には、休日の翌日）のいずれか早い日までに、住宅用省エネルギー設備設置費補助金実績報告書（別記第10号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業結果報告書（別記第11号様式）
- (2) 補助対象設備の設置費の支払いを証する書類及び内訳書の写し
- (3) 太陽光発電システムを設置する事業にあつては、以下の書類の写し
  - ア 電気事業者との特定契約締結を証する書類
  - イ 補助対象設備を設置する住宅が第2条第2項第1号に該当することを証明する書類
  - ウ 補助対象設備を設置する住宅が第2条第2項第2号に該当することを証明する書類
- (4) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
  - ア 補助対象設備が設置された建物の全体写真
  - イ 補助対象設備の設置状態を示す写真
  - ウ 太陽光発電システムを設置する事業にあつては、設置された太陽電池モジュール全ての枚数が確認できる写真及びパワーコンディショナ（インバータ及び保護装置）の写真（品名番号及び製造番号を明確に読み取ることができるものに限る。）
- (5) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類
- (6) 第5条第1項の規定による申請の時点において、市内に住所を有していない者にあつては、住民票の写し（3箇月以内に発行されたものに限る。）
- (7) 窓の断熱改修の場合は、設置する住宅が工事に着工する前日までに建築工事が完了していることを証明する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、住宅用省エネルギー設備設置費補助金確定通知書（別記第12号様式）により通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、その通知を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該通知を受けた日の属する年度の2月末日（当該日が休日である場合には、休日の翌日）のいずれか早い日までに、住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付請求書（別記第13号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第7条に規定する交付の条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付決定取消通知書（別記第14号様式）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に当該補助金を交付しているときは、当該補助金の交付を受けた者に対し、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第14条 交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第15条 交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について、

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に基づく耐用年数を経過するまでの間、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、市長の承認を得て財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

（関係書類の保管）

第16条 交付決定者は、補助対象事業に係る収支を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（協力の義務）

第17条 交付決定者は、市長から設置効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

（状況の確認）

第18条 市長は、補助対象事業の適正な執行を図るため、必要に応じ補助対象設備の設置工事の状況を現場において確認することができる。

（委任）

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

設備の種類	設備の要件	補助対象経費	補助額
太陽光発電システム	太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であつて、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものうち、以下の要件をみたすも	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）、その他の付属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器等）の購入費及び工事	1キロワット当たり20,000円に太陽電池の最大出力（その数に小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を乗じて

	<p>の</p> <p>(1) 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りで連系するものであること。</p> <p>(2) 太陽電池の出力状況等により、起動、停止等に関して全自動運転を行うものであること。</p> <p>(3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかに適合していること。</p> <p>ア 国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているものであること。</p> <p>イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。</p> <p>ウ 一般社団法人太陽光発電協会 J P E A 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているものであること。</p> <p>(4) 対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワー</p>	<p>費（据付工事、配線工事等）</p>	<p>得た額。ただし、90,000円を限度とする。</p>
--	--	----------------------	-------------------------------



	<p>コンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値)が10キロワット未満であること。なお、既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は既存設備分を含めた増設後の設備が上記の要件を満たすこと。</p>		
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	<p>燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成される設備であって、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているもの</p>	<p>設備本体(燃料電池ユニット、貯湯ユニット等)及び付属品(給湯器、リモコン等)の購入費並びに工事費(据付工事、配線工事、配管工事等)</p>	<p>上限50,000円</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可</p>	<p>設備本体(蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等)及び付属品(計測・表示装置、キュービクル等)の購入費並びに工事費</p>	<p>上限100,000円</p>

	<p>能エネルギーにより発電した電力、夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時、電力需要ピーク時等に必要に応じて電気を活用することができるものであって、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの</p>	<p>(据付工事、配線工事等)</p>	
<p>太陽熱利用システム</p>	<p>集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯、空調等に利用するシステムで、動力を使用して熱媒等を循環させるもののうち、一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品（BL部品）として認定を受けたものであること。ただし、集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。</p>	<p>設備本体（集熱器、蓄熱層等）、架台及びその他付属機器（集熱配管、リモコン等）の購入費並びに工事費（据付工事、配線工事、配管工事等）</p>	<p>上限50,000円</p>

<p>窓の断熱改修</p>	<p>既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するに当たり、国が令和2年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p> <p>加えて、1居室単位で外気に接する全ての窓の断熱化をすること。</p> <p>※居室とは、居住、作業、娯楽などの目的のために継続的に使用する、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいう（空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、居室を区切る仕切りとして認められない。）。</p> <p>補助対象は、リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋等（キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等を除く。）とする。この場合において、リビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られて</p>	<p>設備本体（ガラス及び窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等）。ただし、網戸、雨戸等の窓付属部材費を除く。</p>	<p>補助対象経費の1/4（上限80,000円）</p>
---------------	--	--	------------------------------

	<p>おらず一体のときは、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1居室と判断し、リビングの窓だけでなく、それらを含めて断熱改修が必要となる。</p>		
--	---	--	--

別 記

第1号様式（第5条関係）

住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付申請書

年 月 日

南房総市長 宛

申請者 住所  
氏名 ⑩  
電話番号

次のとおり住宅用省エネルギー設備設置費補助金の交付を受けたいので、南房総市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

設 置 場 所 住 所	南房総市
補助対象設備を設置する住宅等の所有者氏名	
補助対象設備を設置する住宅等の所有者関係 (いずれかに○印) ※集合住宅の場合は専有部分について記載	1 申請者のみが所有 (予定も含む。) 2 申請者以外の第三者が所有 3 申請者以外の第三者と共同所有 ※2又は3の場合は下記添付書類のうち(7)の提出が必要になります。
補助対象設備の種類 ※該当設備に☑	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム (エネファーム) <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム <input type="checkbox"/> 窓の断熱改修
補助金交付申請額	円

補助対象設備設置 工事着工予定日	年 月 日
補助対象設備設置 事業完了予定日	年 月 日
住宅等の種類 (該当するものに○印)	<p>1 専用住宅 (既存・新築(入居予定年月 年 月)・建売住宅 (補助対象設備設置済))</p> <p>2 併用住宅(店舗・事務所)</p> <p>(1) 住宅部分の面積 _____ m<sup>2</sup></p> <p>(2) その他の面積 _____ m<sup>2</sup></p> <p>(3) 延べ床面積((1) + (2)) _____ m<sup>2</sup></p> <p>3 当該住宅に電力を供給する施設 ( )</p>
補助対象設備が太陽光 発電システムの場合該 当するものに☑を記入 の上( )内に必要事項 を記入	<p><input type="checkbox"/>太陽光発電システムを設置しようとする住宅にエ ネルギーマネジメントシステム(HEMS)又は リチウムイオン蓄電システムを設置済みである。 設置済みの設備の種類 ( ) 設置済みの設備の型番 ( )</p> <p><input type="checkbox"/>本補助金申請に係る実績報告の日までに、太陽光 発電システムを設置しようとする住宅にエネルギ ーマネジメントシステム(HEMS)又はリチウ ムイオン蓄電システムを設置予定である。 設置予定の設備の種類 ( ) 設置予定の設備の型番 ( )</p> <p>設置済みの太陽光発電システムが</p> <p><input type="checkbox"/> ある 設置済みの設備の最大出力 ( ) kW</p> <p><input type="checkbox"/> ない</p>

## 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書、売買契約書等の写し
- (3) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し
- (4) 補助対象設備を設置する住宅の案内図及び設置予定図並びに床面積求積図（併用住宅の場合）並びに平面図及び立面図（窓の断熱改修の場合）
- (5) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真（住宅の全体及び補助対象設備の設置予定箇所のわかるもの。）
- (6) 補助対象設備を設置する一戸建ての住宅及び補助対象設備を設置する場所の所有者が申請者以外に存在する場合には、所有者全員の同意書（別記第3号様式）
- (7) 市外に住所を有する者にあつては、誓約書（別記第4号様式）
- (8) 住所の確認及び市税等納付状況調査に関する同意書（別記第5号様式）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

事業計画書

設 備	補助金交付申請額 ※1	補助対象経費 ※2	仕 様
太陽光発電 システム	円	円	製造者名 型式名 最大出力※3      kW
家庭用燃料電池シ ステム（エネファ ーム）	円	円	製造者名 品名番号 （発電ユニット） （貯湯ユニット） 発電出力      kW
定置用リチウムイ オン蓄電システム	円	円	登録日※4 メーカー名※4 パッケージ型番※4  蓄電容量※4      kWh
太陽熱利用 システム	円	円	製造者名 型式名 集熱面積      m <sup>2</sup>
断熱窓の改修	円	円	登録日※4 メーカー名※4 S I I 登録型番※4  製品名※4
合 計	円	円	

※1 補助金交付申請額は、設備ごとに補助対象経費の額を上限とする。各設備とも補助



金交付申請額に1,000円未満の端数が生じるときは、切り捨てること。太陽光発電システムの補助金交付申請額は、最大出力に20,000円を乗じて得た額とし、上限は90,000円とすること。

※2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を控除した額（設置費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあってはさらに当該補助金の額を控除した額）を記入すること。

※3 太陽光発電システムの最大出力については、小数点以下第3位を四捨五入して記入すること。

※4 一般社団法人環境共創イニシアチブの登録内容を記入すること。

第3号様式（第5条関係）

同意書

年 月 日

南房総市長 宛

同意者 住所  
 氏名 ⑩  
 (本人署名)  
 電話番号

住宅用省エネルギー設備設置費補助金について、補助対象設備の設置を予定している場所は、私の所有に係るものであるため、申請者に対し、善良な管理義務を果たすことを条件に、申請者の補助対象設備の設置に同意します。

記

申請者	
申請者の住所	
申請者との関係	
住宅等の種別 (該当するものに○印)	1 専用住宅（既存・新築・建売住宅） 2 併用住宅（店舗・事務所） 3 当該住宅に電力を供給する施設（ ）
設置場所	南房総市

第4号様式（第5条関係）

誓約書

年 月 日

南房総市長 宛

申請者 住所  
氏名 ⑩  
(本人署名)  
電話番号

私は、今般南房総市において、住宅用省エネルギー設備設置費補助金の交付申請を行うに当たり、下記のとおり住所を移転し、実績報告書提出日までに居住することを誓約します。

記

- 1 移転予定住所 南房総市
- 2 転入及び転居予定日 年 月 日

第5号様式（第5条関係）

住所の確認及び市税等納付状況調査に関する同意書

年 月 日

南房総市長 宛

申請者 住所

氏名 ⑩

(本人署名)

電話番号

南房総市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱第3条第1項第1号及び第2項第5号に規定する事項（住所の確認及び市税等の納付状況）を調査することに同意します。

第6号様式（第6条関係）

住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

南房総市長 印

年 月 日付けで申請のあった住宅用省エネルギー設備設置費補助金の交付については、下記のとおり決定したので、南房総市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- |                     |   |
|---------------------|---|
| （内訳）太陽光発電システム       | 円 |
| 家庭用燃料電池システム（エネファーム） | 円 |
| 定置用リチウムイオン蓄電システム    | 円 |
| 太陽熱利用システム           | 円 |
| 窓の断熱改修              | 円 |
- 2 交付の条件

3 状況報告

交付決定者は、補助対象事業の遂行の状況に関し、市長の要求があったときは、直ちに市長に報告しなければならない。

4 実績報告

交付決定者は、補助事業完了後30日を経過した日又は令和3年3月1日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。

5 処分の制限

- (1) 交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づく耐用年数を経過するまでの間、

この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

- (2) 市長の承認を得て財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

第7号様式（第6条関係）

住宅用省エネルギー設備設置費補助金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

南房総市長

印

年 月 日付けで申請のあった住宅用省エネルギー設備設置費補助金の交付については、不交付と決定したので、南房総市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

不交付の理由

第8号様式（第8条関係）

住宅用省エネルギー設備設置費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

南房総市長 宛

申請者 住所  
氏名 ⑩  
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた住宅用省エネルギー設備設置費補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、南房総市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、提出します。

記

- 1 申請内容の変更
  - (1) 変更事項
  - (2) 変更内容
    - ア 変更前
    - イ 変更後
- 2 補助対象事業の中止
- 3 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）
  - (1) 中止期間 年 月 日から 年 月 日まで
  - (2) 完了予定日 年 月 日
- 4 補助対象事業の廃止
- 5 事業を変更（中止・廃止）する理由

備考 「変更（中止・廃止）」については、不要のものを消すこと。



第9号様式（第8条関係）

住宅用省エネルギー設備設置費補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書

第 号

年 月 日

様

南房総市長

印

年 月 日付けで変更（中止・廃止）承認申請のあった住宅用省エネルギー設備設置費補助金について、下記のとおり決定したので、南房総市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 決定事項 承認 不承認

2 変更後の交付決定額 円

（変更がある場合のみ記載）

（内訳）太陽光発電システム 円

家庭用燃料電池システム（エネファーム） 円

定置用リチウムイオン蓄電システム 円

太陽熱利用システム 円

窓の断熱改修 円

3 不承認の理由



## 添付書類

- (1) 事業結果報告書（第11号様式）
- (2) 補助対象設備の設置費の支払いを証する書類・内訳書の写し（例：領収書の写し）
- (3) 太陽光発電システムを設置する事業にあつては、以下の書類の写し
  - ア 電力事業者との特定契約の締結を証する書類
  - イ 補助対象設備を設置する住宅が第2条第2項第1号に該当することを証明する書類（例：検査済証の写し）
  - ウ 補助対象設備を設置する住宅が第2条第2項第2号に該当することを証明する書類
- (4) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
  - ア 補助対象設備が設置された建物の全体写真
  - イ 補助対象設備の設置状態を示す写真
  - ウ 太陽光発電システムを設置する事業にあつては、設置された太陽電池モジュール全ての枚数が確認できる写真及びパワーコンディショナー（インバータ及び保護装置）の写真（品名番号及び製造番号を明確に読み取ることができるものに限る。）

※窓の断熱改修の場合は、別紙（写真の撮影方法）をよく確認のうえ、提出すること。
- (5) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類（例：メーカー発行の保証書の写し）
- (6) 第5条第1項の規定による申請の時点において、市内に住所を有していない者にあつては、住民票の写し（3箇月以内に発行されたものに限る。）
- (7) 窓の断熱改修の場合は、設置する住宅が工事に着工する前日までに建築工事が完了していることを証明する書類（例：検査済証の写し）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第11号様式（第9条関係）

事業結果報告書

設 備	補助金交付決定額 ※1	補 助 対 象 経 費 ※2	仕 様
太陽光発電システム	円	円	製造者名 型式名 製造番号 最大出力※3 kW
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	円	円	製造者名 品名番号 （発電ユニット） （貯湯ユニット） 製造番号 発電出力 kW
定置用リチウムイオン蓄電システム	円	円	登録日※4 メーカー名※4 パッケージ型番※4 蓄電容量※4 kWh
太陽熱利用システム	円	円	製造者名 型式名 製造番号 集熱面積 m <sup>2</sup>
窓の断熱改修	円	円	登録日※4 メーカー名※4 S I I 登録型番※4 製品名※4
合 計	円	円	

- ※1 補助金交付決定額は、設備ごとに補助対象経費の額を上限とする。
- ※2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を控除した額（設置費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあってはさらに当該補助金の額を控除した額）を記入すること。
- ※3 太陽光発電システムの最大出力については、小数点以下第3位を四捨五入して記入すること。
- ※4 一般社団法人環境共創イニシアチブの登録内容を記入すること。

第12号様式（第10条関係）

住宅用省エネルギー設備設置費補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

南房総市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった住宅用省エネルギー設備設置費補助金については、下記のとおり確定したので、南房総市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

交付確定額

円

第13号様式（第11条関係）

住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付請求書

年 月 日

南房総市長 宛

申請者 住所  
氏名 ⑩  
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付額の確定のあった住宅用省エネルギー設備設置費補助金について、南房総市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 交付請求額 円
- 2 振込先

金融機関名		支店等名	
預金種別	普通・当座		
フリガナ			
口座名義人			
口座番号			

注 口座名義人は、申請者と同一であること。

第14号様式（第12条関係）

住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

南房総市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した住宅用省エネルギー設備設置費補助金については、下記のとおりその全部（一部）を取り消したので、南房総市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取り消した補助金の額 円
- 2 取消し後の補助金の額 円
- 3 取消し理由
  
- 4 返還の期限 年 月 日